

# 「自家用車積載車の有償運送許可証」に係る研修会の開催

車積載車による道路上の事故車及び故障車の排除業務は、警察等から要請を受けた指定事業場が保有する車積載車が対象でしたが、平成23年9月1日より、対象事業者を拡大し有償運送許可を受けることにより、自家用車であっても有償搬送すること（事故車等の排除業務のみ）が可能となりました。許可を受けるためには研修を受けることと、車積載車の運行により生命又は身体の損害を受けた者一名につき無制限の賠償損害責任保険（任意保険）を締結していることが必要となります。

尚、今回の研修対象者で、有効期限が9月末までの方へは当会より、封書で別途ご案内いたします。

## 記

1. 日 程 平成29年6月13日（火）
2. 会 場 千葉県自動車会館 4階ホール 千葉市美浜区新港156番地
3. 研修時間 受付時間 9:15～9:45 研修時間 10:00～16:30  
「時間厳守をお願いいたします。また、昼食は各自でご用意ください。」
4. 研修対象者 1事業者 1名  
○今回の研修を受講されますと3年間の有効期間が付されることとなりますが、許可申請に際して1か月前までに申請することとされております。そのため9月末日までに許可期間が切れ、許可をご希望の事業場は今回の研修を受講してください。  
○同一事業者で、複数の事業場に車積載車をお持ちの場合は、1事業者1名の受講で、複数の事業場の車積載車申請を行うことができます。但し、研修内容について社内教育を行ってください。
5. 定 員 100名（定員になり次第、先着順にて締め切りさせていただきます。）
6. 受講料 会員5,500円 会員外9,000円（テキスト代含む、税込）
7. 当会の会員であって、車積載車の使用の本拠の位置が千葉県内にあるものは振興会で書類を取りまとめ、申請いたしますので、研修当日下記の書類を持参して下さい。
  - ①申請を行う車積載車の自動車検査証のコピー（A4サイズ）
  - ②申請を行う車積載車の任意保険証書のコピー（A4サイズ）
  - ③印鑑（可能な方） 「使用者」名が法人の場合は「社印」（角印で結構です）  
「使用者」名が個人の場合は「認印」

※研修当日に①～③の書類等を持参してください。印鑑をご用意されれば当日に申請書が作成できます。

※非会員は、研修終了時に受講証明書を交付いたしますので、千葉運輸支局に申請してください。

※車積載車の登録番号が県外の場合は千葉運輸支局管内には申請できません。
8. 申込方法 受講ご希望者の方は、 の「受講申込書」に必要事項を記入の上6月2日（月）までに FAX043-244-5713にてお申込ください。

問合せ先 研修会日程等に関すること 振興会教育部 043-241-7247  
許可証発行等に関すること 振興会事業部 043-241-7256

受付No

一般社団法人 千葉県自動車整備振興会 教育部宛  
 FAX 043-244-5713  
 申込み期限 平成29年6月2日(月)

## 「自家用車積載車の有償運送許可証」に係る研修会 受講申込書

日 程 平成29年6月13日(火)  
 会 場 千葉県自動車会館 4階ホール 千葉市美浜区新港156番地  
 研修用駐車場はございません。公共機関をご利用ください。  
ロイヤルホームセンター駐車場は使用しないでください。

受付時間 9:15～9:45  
 研修時間 10:00～16:30

認証番号	3-		
事業場名			
TEL		FAX	
ご参加者名	様		
車積載車登録番号			

●当会での受講履歴の有無 \_\_\_\_\_年度受講 ・ 初めて

※研修当日下記の①～③を持参して下さい。

- ①許可申請を行うすべての車積載車の自動車車検証のコピー(A4サイズ)
- ②許可申請を行うすべての車積載車の任意保険証書のコピー(A4サイズ)  
 (車積載車の運行により生命又は身体の損害を受けた者一名につき無制限の損害賠償保険契約又は賠償損害保険責任共済を締結していること。)
- ③印鑑(持参可能な方)「使用者」名が法人の場合は「社印」(角印で結構です)  
 「使用者」名が個人の場合は「認印」

受付印

講習当日、当会より返信した受付印付FAXをお持ち下さい。